

## 解雇は当人以外にも不安全感を与える

前回は、経営者は、解雇という方法によって容易に問題の解決を図ると判断しがちであることや、実際実行すると、裁判となってしまうことが多いとの経営者にとって、このような展開だけでも想定外でしょかが、並行して、労働組合が組織されることが多いことをお話ししました。多くの労働組合は、労使双方が合意した場合に限り労働条件を変更できることを定めたのが、わが国全体の傾向であります。しかし、駆け込み寺としての機能を果たしている労働組合組織は、労働組合の「口」に、支部組合員数や組織率が減少傾向にあるのが、わが国全体の傾向です。しかしながら、精神性活動として、施設内に組織された労働組合は、労働者にとって、まさに死活問題を解決する唯一の方法と確信される中で活動を始めるのですから、当然過激となりがちです。しかも、結成の契機となつた問題について一定の解決が図られた場合であっても、以降、経営全般を闘争の対象とし、その後も継続して活動するといふことも希(まれ)ではありません。

## 「覚書」署名で予想外の展開

病院が、給食部門を外部委託することになり、従来その業務にあつた職員らを委託業者に転籍させようとした途端、労働組合が結成された病院は、業者の教示に従いながら、従業員らの転籍を進めようとしていたのですが、ある日突然、上部団体の担当者が訪れ、労働組合が結成通知を渡していました。およそ1ヶ月後のこの日、病院側は、業者に予想外の展開に備てふためく病院側は、これからは、双方わだかまりをなくして、円満に協議しながらあるべき姿に向かっていきましょう、という上部団体担当者の言葉に活路を見い出せると期待しました。そして、いくつもの条件の中に「病院は職員の雇用と労働条件を変更することになります。介護技術と環境整備」とあります。著者は老健雅苑の「リバビリテーション施設入門」、「最新刊」、「中央法規出版の基礎知識」、「豊富なライブラリ」「豊富なアドバイス」と題された書籍で重要な見守り役場面を担当します。

病院が、給食部門を外部委託することにより、従来その業務にあつた職員らを委託業者に転籍させようとした途端、労働組合が結成された病院は、業者の教示に従いながら、従業員らの転籍を進めようとしていたのですが、ある日突然、上部団体の担当者が訪れ、労働組合が結成通知を渡していました。およそ1ヶ月後のこの日、病院側は、業者に予想外の展開に備てふためく病院側は、これからは、双方わだかまりをなくして、円満に協議しながらあるべき姿に向かっていきましょう、という上部団体担当者の言葉に活路を見い出せると期待しました。そして、いくつもの条件の中に「病院は職員の雇用と労働条件を変更することになります。介護技術と環境整備」とあります。著者は老健雅苑の「リバビリテーション施設入門」、「最新刊」、「中央法規出版の基礎知識」、「豊富なアドバイス」と題された書籍で重要な見守り役場面を担当します。

変更(希望退職、解雇、配置転換、業務委託も含む)について、一方的な実施を避けて、組合と一緒に協議して円満解決のうえ決定する」という定めが盛り込まれた「覚書」という書面に署名するに至りました。

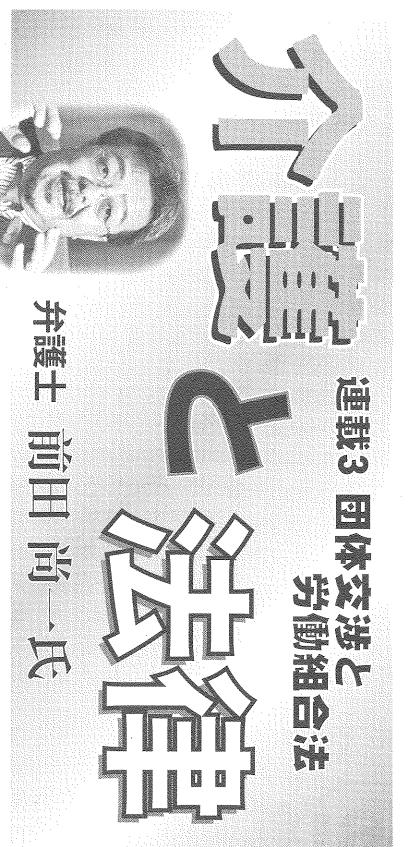
しかし、それ以後は、病院側にとって、およそ予想外の展開でした。団体交渉をするたびに、組合側は上記の条項は、労使双方が合意した場合に限り労働条件を変更できることを定めたのだから、何事も何かを決めることが不可能だ。だから、何事も全て労働組合が承認しない限り、宣言してきたのです。百戦錬磨のプロである上部団体の担当者らに太刀打ちできないことを知るべしでした。

今、団体交渉は、団交と略して用いられるの

場では、団体交渉は、団交と略して用いられるのです。しかし、そのような対応をとると、正当な理由が通例です。団体交渉権とは、労働者が使用者と団交を行う権利です。真剣勝負です。団交には、上部団体の担当者など従業員と多い患者が従業員とともに多数集まつて団交に臨むこともあります。また、派遣従業員の雇用者も派遣元を相手として団交をすることになります。そんな人が、施設を経営していくことがができるとされてしまいます。そのため、施設側の担当者がその担当者に対する態度が圧迫的では憚らないと言います。そこで、団交では圧迫的でも許されるのだ、と平然と云いつ返す、そんなこともあるのです。

反対して、やはり不当労働行為に当たるとされる場合があります。これも予想かも知れませんが、団交に代表取締役自らはほとんど出席せず、その応対を専務取締役に任せっきりにしていました。決算書などを提出しなかつた場合は、誠実交渉義務違反とされる場合もあります。

同様の不当労働行為を行なった場合、団交の正面玄関等、訪問者の正門に掲示する看板で、「不當労働行為による見守り」が医薬品出



弁護士 前田 尚一氏

2009年(平成21年)7月23日

抽象的には、団交が不穏な言動や行きすぎた行動に及び社会的相当性を超える態様に至った場合は、使用者は団交を打ち切ることができ、あるいは、団交を行なう権利です。この場合、会員要請や不退去という点で違法となり得る行為を一定限度まで免責するという効果が認められます。団体交渉権は通常の生活では、労働やつるし上げが為される中で団交を統けなければならぬ事態になることはよくあることです。

経営者の中には、労働組合と交渉しても変わらないというような場合には、話し合いの余地がない以上、団交に応じなくともよいと考える方も多いでしょう。しかし、そのような対応をとると、正当な理由が通例です。団体交渉権とは、労働者が使用者と団交を行う権利です。真剣勝負です。団交には、上部団体の担当者など従業員と多い患者が従業員とともに多数集まつて団交に臨むこともあります。また、派遣従業員の雇用者も派遣元を相手として団交をすることになります。そんな人が、施設を経営していくことがあります。そのため、施設側の担当者がその担当者に対する態度が圧迫的では憚らないと言います。そこで、団交では圧迫的でも許されるのだ、と平然と云いつ返す、そんなことがあるのです。

反対して、やはり不当労働行為に当たるとされる場合があります。これも予想かも知れませんが、団交に代表取締役自らはほとんど出席せず、その応対を専務取締役に任せっきりにしていました。決算書などを提出しなかつた場合は、誠実交渉義務違反とされる場合もあります。

同様の不当労働行為を行なった場合、団交の正面玄関等、訪問者の正門に掲示する看板で、「不當労働行為による見守り」が医薬品出

むにかけて、一方的な実施を避けて、組合と一緒に協議して円満解決のうえ決定する」という定めが盛り込まれた「覚書」という書面に署名するに至りました。

しかし、それ以後は、病院側にとって、およそ予想外の展開でした。団体交渉をするたびに、組合側は上記の条項は、労使双方が合意した場合に限り労働条件を変更できることを定めたのだから、何事も何かを決めることが不可能だ。だから、何事も全て労働組合が承認しない限り、宣言してきたのです。百戦錬磨のプロである上部団体の担当者らに太刀打ちできないことを知るべしでした。

今、団体交渉は、団交と略して用いられるの

場では、団体交渉は、団交と略して用いられるのです。しかし、そのような対応をとると、正当な理由が通例です。団体交渉権とは、労働者が使用者と団交を行う権利です。真剣勝負です。団交には、上部団体の担当者など従業員と多い患者が従業員とともに多数集まつて団交に臨むこともあります。また、派遣従業員の雇用者も派遣元を相手として団交をすることになります。そんな人が、施設を経営していくことがあります。そのため、施設側の担当者がその担当者に対する態度が圧迫的では憚らないと言います。そこで、団交では圧迫的でも許されるのだ、と平然と云いつ返す、そんなことがあるのです。

反対して、やはり不当労働行為に当たるとされる場合があります。これも予想かも知れませんが、団交に代表取締役自らはほとんど出席せず、その応対を専務取締役に任せっきりにしていました。決算書などを提出しなかつた場合は、誠実交渉義務違反とされる場合もあります。

同様の不当労働行為を行なった場合、団交の正面玄関等、訪問者の正門に掲示する看板で、「不當労働行為による見守り」が医薬品出

むにかけて、一方的な実施を避けて、組合と一緒に協議して円満解決のうえ決定する」という定めが盛り込まれた「覚書」という書面に署名するに至りました。

しかし、それ以後は、病院側にとって、およそ予想外の展開でした。団体交渉をするたびに、組合側は上記の条項は、労使双方が合意した場合に限り労働条件を変更できることを定めたのだから、何事も何かを決めることが不可能だ。だから、何事も全て労働組合が承認しない限り、宣言してきたのです。百戦錬磨のプロである上部団体の担当者らに太刀打ちできないことを知るべしでした。

今、団体交渉は、団交と略して用いられるの